

# 令和3年度中野区蓄電システム設置 補助金交付の手引

中野区では地球温暖化対策の推進及び区民の環境意識の向上を図ることを目的とし、**太陽光発電設備と連携する蓄電システム**の設置に関わる経費の一部を補助します。  
国や都が禁止していなければ、国や都の補助金と併用可能です。

## 1 補助内容

補助対象設備	補助金額	補助金交付条件
蓄電システム	10万円(一律)	太陽光発電設備と連携する蓄電システムを設置した場合

## 2 申請受付

申請期間	申請受付条件
令和3年7月1日～令和4年2月28日 ( <a href="#">事前予約制</a> 「5申請方法(6ページ)」参照)	蓄電システム設置日が、次の期間内にあるもの 令和3年4月1日～令和4年1月31日  *令和4年2月1日以降に設置したものは、次年度予算での補助金交付申請受付の予定。(次年度予算の成立を前提)

- (1)蓄電システム設置日とは、当該製品保証書に記載の【保証開始日】となります。なお、当該蓄電システムを設置した建築物の引渡しを受けて所有することとなった場合には、【引渡日】を蓄電システム設置日とします。
- (2)申請は、蓄電システムの設置後に行ってください。
- (3)予算の限度額(令和3年度は1,250万円)に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了することがあります。(先着順)

### ●蓄電システムとは●

- 電気を蓄え、必要に応じてその電気を使用できるシステム
- 太陽光発電設備と連携することで、日中に太陽光により得られた電気を蓄え、夜間等に使用することが可
- 地震や風水害などにおける停電時に、あらかじめ蓄えておいた電気を使用することが可

### 3補助要件

#### (1) 補助対象の方

	区分	要件
(1)	区民	中野区内に住民登録をしている者で以下の全ての要件を備えるもの。 ①自らが居住する中野区内の住宅に補助対象設備を設置していること、又は補助対象設備が既に設置された中野区内の住宅を購入し自ら居住していること。 ②補助対象設備が設置された住宅において、当該補助対象設備に係る当補助を受けていないこと。 ③補助対象設備が設置された住宅を他の者と共有している場合又は他の者が所有している場合にあつては、当該補助対象設備の設置に関し当該住宅のすべての共有者、又はすべての所有者の同意を得ていること。 <③の例> ア. 夫婦等親族の共有名義で所有している住宅に蓄電システムを設置する場合 イ. 賃借している住宅に蓄電システムを設置する場合
(2)	管理組合等	中野区内に所在する集合住宅におけるマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合、又は同条第4号に規定する管理者で、以下の全ての要件を備えるもの。 ①集合住宅の共有部分において電気を使用することを目的として、当該集合住宅に補助対象設備を設置していること。 ②補助対象設備が設置された集合住宅において、当該補助対象設備に係る当補助を受けていないこと。 ③補助対象設備の設置に関し、管理組合の総会等において同意を得ていること。
(3)	地域団体	中野区内に所在する地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により区長の認可を受けた地縁による団体で、以下の全ての要件を備えるもの。 ①会館において電気を使用することを目的として、当該会館に補助対象設備を設置していること。 ②補助対象設備が設置された会館において、当該補助対象設備に係る当補助を受けていないこと。

#### (2) 補助対象設備の要件

- ①一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた機器、又はそれと同等であると区長が認める機器であること。(令和3年度申請分については、令和3年度4月1日以降に一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた機器又は、登録を受けていた機器が対象)
- ②蓄電池の容量が4キロワットアワー以上であること。
- ③太陽光発電設備と連携していること。
- ④新品であること。(未使用中古品を含まない。)
- ⑤蓄電システム設置日が令和3年4月1日～令和4年1月31日の期間内であること。

#### (3) 補助対象経費の範囲

- ①蓄電システム本体及び周辺に係る設備購入費
  - ②蓄電システムに係る設置工事費
- ※太陽光発電設備に対する補助は、なし。

## 4申請に必要な書類（追加資料の提出や現地確認を行う場合もあります。）

全申請者(補助対象者:区民、管理組合等、地域団体)が必要な書類	
(1)	中野区蓄電システム設置補助金交付申請書(第1号様式)
(2)	蓄電システムの金額、形式及び性能が確認できる書類(写し可) ○蓄電システムの製造者が発行する製品カタログ、仕様書、HP 画面等のいずれか(蓄電システムの概要<形状や規格>がわかる箇所であること。)
(3)	蓄電システムの保証書の写し 【注意事項】 ①蓄電システムの設置日がわかること。 ②蓄電システムの形式、製造番号等の記載があること。 ③購入者名の記載があること。(申請者名と一致していること) ④保証書の写しがない場合は、販売事業者が作成した「蓄電システム設置証明書(原本)」でも可。(様式は区 HP からダウンロード可)
(4)	補助対象経費の支払いを証する書類の写し ○領収書、工事請負契約書及び内訳書、売買契約書等のいずれか ①領収書→中野区蓄電システム設置補助金 Q&A を参照。 ②工事請負契約書→契約者名、押印、工事場所、請負業者、工期、工事金額、支払い時期、支払い方法が分かる部分を提出 ③売買契約書→契約者名、押印、売買金額、支払い方法が分かる部分を提出 【注意事項】 ①宛名が申請者の氏名と同一であること。(申請者と補助対象経費の支払者は一致していること。共同購入の場合は連名可) ②蓄電システムの設備購入費と設置工事費それぞれの額が示せること。 ③上記②が示せない場合は、以下のいずれかを提出すること。 (様式は区HPからダウンロード可。販売事業者が作成した原本を提出。) ア. 領収書に設備購入費と設置工事費それぞれの記載がない場合 →「領収書内訳証明書」(領収書の写しも合わせて提出) イ. 契約書に設備購入費と設置工事費それぞれの記載がない場合 →「契約内訳証明書」(工事請負契約書又は売買契約書の写しも合わせて提出) ウ. 領収書がない場合 →「領収証明書」(カードの場合カード利用代金明細の写しも合わせて提出)
(5)	蓄電システムの設置状況がわかる写真(カラー) ①蓄電システムの設置状況が確認できる次の写真 ア. 蓄電システムの全体(蓄電システムの本体全体及び周辺状況がわかるもの) イ. 蓄電状況がわかるモニターの画面 ②設置した蓄電システムの形式及び製造番号が記載された部分の写真(申請書・保証書と一致が確認できるもの) 【注意事項】 ①上記①～②の写真には撮影日を記載(手書き可) ②写真①イが用意できない場合は、屋内分電盤の写真(記載された文字が読み取れる解像度)を提出すること。 ③写真②について、形式及び製造番号が蓄電システム内部等に記載されている場合は、蓄電システム設置時の通電前に写真撮影すること。通電後は、感電等の恐れが

あるため、設置業者に撮影依頼すること。写真が用意できない場合は、蓄電システムの販売店から出荷証明書の写しを取得し、提出すること。

全申請者（補助対象者：区民、管理組合等、地域団体）が必要な書類	
(6)	<p>太陽光発電設備の設置及び蓄電システムとの連携が確認できる書類</p> <p>①発電状況が分かるモニターパネルの写真</p> <p>②次の書類のいずれかのもの</p> <p>〈太陽光発電設備を既設の場合〉</p> <p>ア. 電力会社が発行した売電価格が確認できる書類（電力会社が発行する直近の購入電力量のお知らせ、WEBサービスで太陽光発電設備の情報などの契約内容が確認できるページ等）</p> <p>〈太陽光発電設備を同時設置の場合〉</p> <p>イ. 太陽光発電設備の設置に関わる契約書又は保証書の写し</p> <p>ウ. 太陽光発電設備の所有事業者とのリース・電力販売に関する契約書</p> <p>【注意事項】</p> <p>①モニターパネルの写真には撮影日を記載（手書き可）</p> <p>②モニターパネルの写真が準備できない場合は、電力量計の写真（売電・買電の両方が写っている写真又は、売電・買電が1つの電力量計になっている場合は、<u>売買両方の状態</u>の写真）を提出すること。</p> <p>③書類の契約者名は、当該申請者と一致していなくても可。</p>
(7)	<p>太陽光発電設備の公称最大出力量の合計値（小数点第3位まで）が確認できる書類の写し</p> <p>○太陽光発電設備の販売会社が発行する「出力対比表」</p> <p>【注意事項】</p> <p>①確認書類が用意できない場合は、値を販売事業者に見つけ、中野区蓄電システム設置補助金交付申請書（第1号様式）に記載するでも可。</p> <p>②販売事業者へ尋ねることが難しい場合は要相談。</p>

区民が必要な書類	
(1)	<p>当該建物が新築の場合</p> <p>○工事完了引渡証明書等建物の引渡が確認できる書類の写し</p>
(2)	<p>当該建物の所有が共有名義、または申請者以外の名義である場合</p> <p>○中野区蓄電システム設置補助金交付申請にかかる同意書（第2号様式）</p> <p>【注意事項】</p> <p>①同一世帯であっても要。</p> <p>②太陽光発電設備及び太陽光発電設備を設置する土地が共有名義、または申請者以外の名義である場合も、同意書（別様式）要。（様式は区 HP からダウンロード可）</p>
(3)	<p>申請者の親族や販売事業者等が申請手続きを代行する場合</p> <p>○中野区蓄電システム設置補助金手続き代行確認書（第6号様式）</p> <p>【注意事項】</p> <p>①同一世帯であっても要。</p>

管理組合等、地域団体が必要な書類		
(1)	管理組合等	①当該管理組合の管理規約 ②蓄電システムの設置に関し、総会等の同意を得ている旨を証する書類の写し ※総会議事録や決議書の写し等
(2)	地域団体	①蓄電システムを設置した会館の登記事項証明書の写し

### ○申請書類作成時の注意事項

- ①シャチハタ印等のスタンプタイプの簡易印鑑は使用できません。
- ②押印は全て同じ印鑑を使用してください。
- ③消せるボールペンは使用できません。
- ④文字は定められた枠からはみ出さないように記入してください。1行では枠内に収まらない場合は、2行で記入してください。
- ⑤誤って記入した場合は、二重取消し線を引いて訂正し、訂正印を押してください。(修正液・修正テープによる修正は不可)
- ⑥申請書類は全て A4サイズでのご提出をお願いします。(写真や領収書は A4サイズ用の紙に印刷又は貼り付け)

### ○申請書類様式入手方法

- ①中野区 HP「令和3年度蓄電システムの設置にかかる費用の一部を補助します」において入手できます

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/472000/d028571.html>

- ②申請書類の郵送をご希望される場合は、下記の問合せ先までご用命ください。

【× モ】



## 5 申請方法

### 【事前予約】

- (1) コロナ感染症対策として、申請時の密を避けるため **事前予約制** といたします。
- (2) 事前予約は、令和3年6月24日(木)午前9時から受け付けます。

事前予約は下記の受付窓口で電話又メールでお受けします。メールの場合は、件名を「蓄電システム補助金申請来庁予約」とし、ご希望の日と時間帯を第3希望までご記入ください。(時間帯はできる限り広くご記入ください。)日程を調整後に中野区環境課よりご連絡さし上げます。

### 【申請受付】(郵送不可)

- (1) 事前予約された日時にご来庁ください。
- (2) 申請は下記の受付窓口で承ります。
- (3) 窓口での審査時間は30分程度を見込んでください。
- (4) 窓口で書類を修正いただく場合もございますので、印鑑をお持ちください。
- (5) なお、申請に関わる手続きを販売事業者や親族に委任することができます。  
※申請の際に、中野区蓄電システム設置補助金手続き代行確認書(第6号様式)を添付してください。

## 6 補助金受領にあたっての注意

### (1) 管理期間

補助金を受領した方は、蓄電システム設置日から起算して6年が経過するまでの期間において、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

### (2) 天災等により蓄電システムが滅失した場合

管理期間内(設置日から起算して6年以内)に、交付決定を受けた蓄電システムが、所有者の責めに帰さない事由(天災や補助対象機器のリコール等)により滅失した場合は、滅失届のご提出をお願いいたします。

【提出資料】中野区蓄電システム設置補助金交付設備滅失届(第7号様式)

### (3) 所有者の都合により蓄電システムを処分するとき

やむを得ず、管理期間内(設置日から起算して6年以内)に交付決定を受けた蓄電システムを所有者の都合により処分する場合は、事前に区の承認を得ていただきます。その際、所有者の責めに帰さない事由(天災や補助対象機器のリコール等)等を除き、補助金の一部または全部をご返還いただくことがあります。

【提出資料】中野区蓄電システム設置補助金交付設備処分承認申請書(第8号様式)

#### (4) 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、交付決定を取消し、補助金をご返還いただきます。

- ア 偽り、その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- イ 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。
- ウ 正当な理由なく、交付決定を受けた蓄電システムの稼働を停止した状態にしているとき。
- エ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

#### (5) 書類の保管

補助金を受領した方は、設備に係る領収書、保証書等の書類を、区長の求めに応じて提出できるよう整理しておく必要があります。また、交付決定を受けた蓄電システムを設置した年度の翌年度から5年間は保管しておかなければなりません。

#### (6) 調査・報告等

区長は、必要があると認めるときは、申請者、代行者又は補助金を受けた者に対し、報告を求め、又は調査を行うことがあります。

#### (7) 区への協力

区が行う調査(設備の使用状況やアンケート)へのご協力をお願いします。

#### (8) その他

蓄電システム設置補助金についてご不明な点は、下記担当までお尋ねください。

##### 【問合せ先】

中野区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 区役所本庁舎8階10番窓口

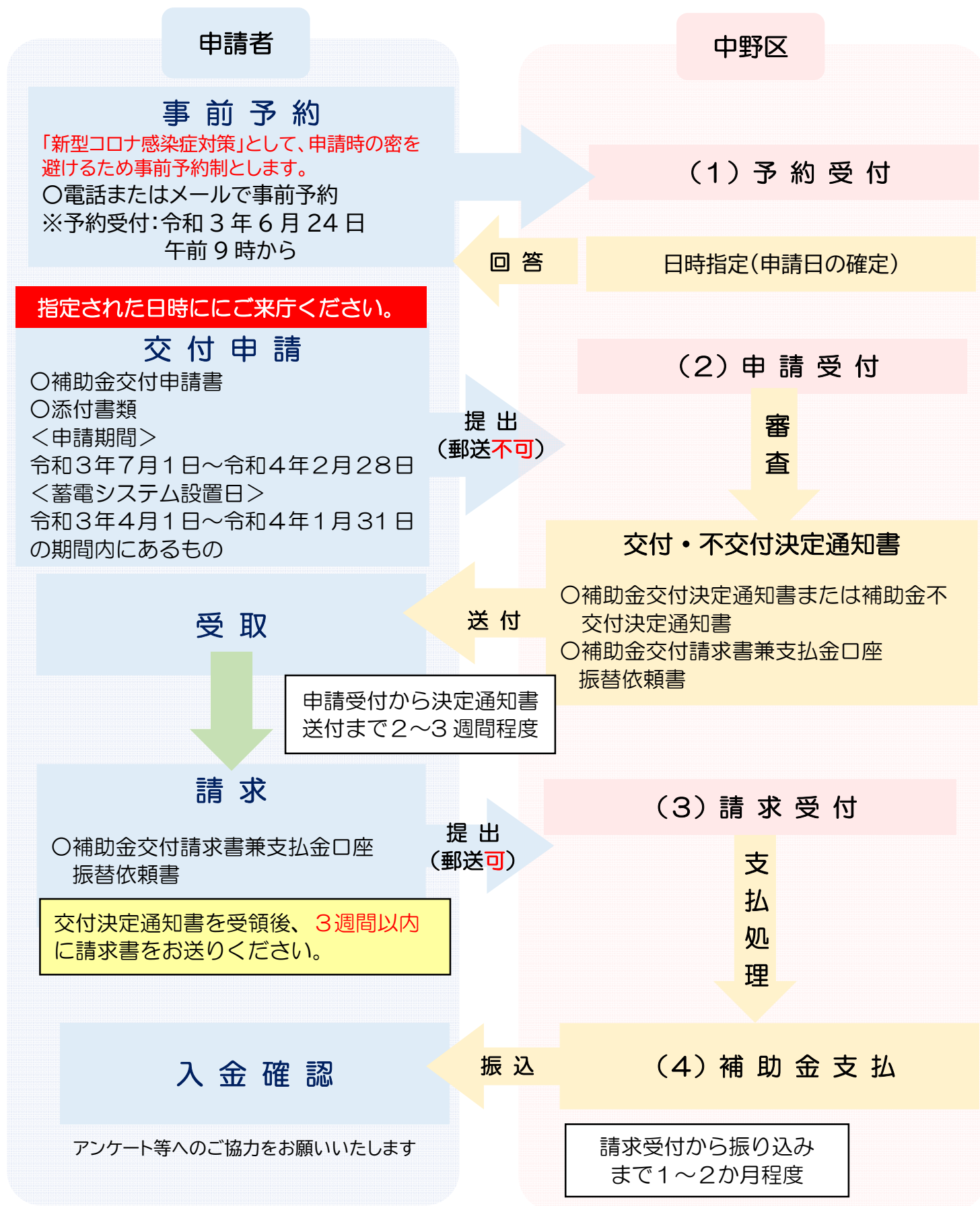
〒164-8501 中野区中野4丁目8番1号

電話 03-3228-5516 (平日 8:30~17:00)

FAX 03-3228-5673

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp

## 7申請から補助金交付まで





## 8Q&A

Q1 郵送での申請はできますか？

A1 できません。先着順で申請を受け付けるため、窓口のみで受け付けております。  
郵送で提出された場合は、すべての書類を着払いにて返却させていただくこととなります。

また、申請は全て**事前予約制**となります。事前の日程調整をお願いいたします。

Q2 申請書類が揃っていない場合や不備があった場合に、準備できた分の書類は預かってもらえますか？

A2 お預かりはできません。書類が全て揃った段階での申請をお願いいたします。

Q3 事業所は対象になりますか？

A3 原則対象外です。個人事業主などで、申請者が補助対象設備を設置した住宅に居住している場合は対象とします。

Q4 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録の有無を確認するには、  
どうすればよいですか？



A4 当該法人のホームページ「蓄電システム登録製品一覧」をご確認ください。

Q5 リース品の蓄電システムは対象となりますか？

A5 リース品は対象となりません。

Q6 東京都の住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業により、事業者所有の太陽光発電設備を設置しました。蓄電システムを連携させて設置した場合補助対象になりますか？

A6 太陽光発電設備で発電した電力を、普段から蓄電システムに蓄電できる「リース」・「電力販売」の形式で設置した場合は補助対象です。災害時のみ太陽光発電設備で発電した電力を使用できる「屋根借り」の形式の場合は補助対象になりません。  
なお、申請の際には所有者である事業者の同意が必要です。

Q7 中野区に居住していますが、住民登録をしていない場合は申請ができますか？

A7 住民登録されていることが必要です。

※詳細なQ&Aは区HPで公開しています。

※ご不明な点は下記までお問い合わせください。

### 【問合せ先】

中野区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 区役所本庁舎8階10番窓口

〒164-8501 中野区中野4丁目8番1号

電話 03-3228-5516 (平日 8:30~17:00)

FAX 03-3228-5673

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp